



第1期産業成長戦略（林業分野）実行3年間の総括シート
【全計画事業】

目次

【柱1：林業・木材産業の再生】

1 原木の生産の集約化・効率化

(1) 森の工場の整備・・・1

(2) 事業体の育成・・・1

(3) 担い手の育成・・・2

2 大型工場の整備や中小加工事業体の共同・協業化

(1) 製材工場等の体制の整備・・・2

(2) 製品の品質の向上・・・3

3 流通の統合・効率化

(1) 原木の流通体制の整備・・・3

(2) 製品の流通体制の整備・・・3

4 販売力の強化

(1) 販売力の強化・・・3～4

【柱2：木質バイオマス利用の拡大】

1 木質バイオマスエネルギーの利用促進

(1) 燃料供給対策・・・4

(2) 利用促進対策・・・4

(3) 事業化対策・・・4

【柱3：森のものの活用】

1 森の恵みを余すことなく活用する

(1) 生産体制の整備・・・5

(2) 都市との交流の促進・・・5

【柱4：健全な森づくり】

1 荒廃森林の解消・鳥獣被害防止の推進

(1) 荒廃森林の解消に向けた森林整備の推進・・・5～6

(2) 鳥獣被害防止の推進・・・6

評価シートにおける4段階評価の考え方について

<計画推進課>

【成長戦略】

評価	数値目標の設定のあるもの	数値目標の設定のないもの
S	・数値目標を達成した(又は達成する見込みがある)もの	・目指すべき姿として掲げた短期的な視点を実現するに足りる著しい成果があったもの
	・数値目標を達成できない(又は達成する見込みがない)が、課題を解決し得る著しい成果があったもの	・課題を解決し得る著しい成果があったもの
A	・数値目標を達成できない(又は達成する見込みがない)が、課題の解決につながる一定の成果があったもの	・目指すべき姿として掲げた短期的な視点の実現につながる一定の成果があったもの
		・課題の解決につながる一定の成果があったもの
B	・成果の兆しがあり、今後、課題の解決につながる成果が期待できるもの	・成果の兆しがあり、今後、目指すべき姿として掲げた短期的な視点の実現につながるに足りる成果が期待できるもの
		・成果の兆しがあり、今後、課題の解決につながる成果が期待できるもの
C	・対策による成果がほとんど見られなかったもの	・対策による成果がほとんど見られなかったもの

<B 評価の例示>

「3カ年の取り組み成果が、仕組みづくりまでで留まっている場合、今後成果が期待できる確かな動きではあるものの、評価時点では、成果として短期的な視点を達成していないため、B 評価となる。」

産業成長戦略（専門分野）	戦略の柱	取組方針 施策 これからの対策	H23年度末目標の達成状況		3年の総括		2年半の総括との比較			
			具体的な取組み	具体的な成果	目標 (数値目標、数値以外含む)	実績 (数値目標のみ)	2期計画への反映状況等		2年半時点のSABC評価	3年の評価が2年半の評価よりも下がった理由
							2期計画への反映状況等 基本的には、第2期計画に反映した内容を記載してください。なお、今回3年間の総括を行った結果、平成25年改定に反映すべき項目が新たに明らかになった場合は、行頭に◆をつけて記載してください。			
林業										
1 林業・木材産業の再生										
1 原木の生産の集約化・効率化										
(1) 森の工場の整備										
◆「森の工場」の拡大、推進	事業体が、「森の工場」づくりに取り組みやすくなるため、支援策の強化や技術的なサポートを行い、森の工場の拡大につなげる。	◆森の工場の合意形成や計画づくりに向けた資源調査への支援を強化するとともに、工場の認定基準や制度の簡素化をはかることでエリアの拡大を図った。	◆建設業など異業種からの参入の16社を認め、H24.3月末で62事業体、103工場を設置した。	◆原木生産量 目標：50,07m3	◆原木生産量 H23年度末実績 50,77m3					
◆森林所有者の「森の工場」への理解の促進	経営方針を実現するための集約化、経営計画等の計画づくりに伴って、木材生産及び森林経営コスト分析など、低コスト林業の構築に必要な人材育成のための研修に対して支援する。	◆県森林経営プランナー養成研修の開催（H21：延べ10日、H22：延べ8日） ◆プランナー勉強会の開催（H23：延べ2日） ◆国H23基礎研修への未受講事業体の参加促進	◆森林経営プランナーは、23森林組合48名・2事業体2名で、合計50名の体制が整った。 ◆未受講の1森林組合・6事業体の合計7名が、新たに基礎研修を受講 ◆ホワイトボードを使った現場管理や作業日誌によるデータ収集とコスト分析など、改善に向けて具体的に取り組む人材が育ってきた。 ◆プランナー等が果たす役割について認識度が向上し、木材生産に向けての意識が高揚してきた。	◆整備済み「森の工場」 目標：43,000ha	◆整備済み「森の工場」 H23年度末： 44,407ha	◆目標43,000haに対し、44,407haを設置した。 ◆県内の全森林組合や主要林業事業体、また、建設業などの異業種からの新規参入事業体も「森の工場」に取り組んでおり、圃地化の必要性は一定認識された。	S	◆森林の集約化と経営責任の推進 ◆森林経営計画と森の工場の整備 ◆国・公有林を活用した大規模化の推進	S	
◆「森の工場」における小面積伐倒の徹底と更新	「森の工場」における小面積伐倒の実施と更新の徹底に向けた課題の検討と実践	◆内部検討会による意見交換の実施（11回） ◆国が開催している森林整備担当者会議などでの情報収集（12回） ◆他県との情報交換（4回）	◆小面積伐倒は、モザイク林格型更新伐として、国庫補助事業の対象となった。			◆研修を受講したプランナーが、森の工場等の集約化に向けて取り組みを始めている。 ◆研修により、受講生間で人の力ができ、ある地域（ブロック）では作業システム等の勉強会を始めるなど、お互いの情報交換や切磋琢磨の動きが生まれた。また、コスト分析のためのデータ収集など組織内での取り組みが活発化してきた。	S	◆森林経営プランナーの育成（増員、実践力の向上）	S	
◆地形や資源状態など、個々の森林にマッチする効率的な作業システムの導入を促進	地形、土質や森林資源の違いなど、それぞれの森林に対応した効率的な作業システムを導入し、安定的・効率的な間伐材搬出を展開する。	◆重点事業体において生産性向上に向けた功修調査及び改善の提案を実施 ◆高性能林業機械の導入や建設機械を林業機械へ改良するなど搬出間伐の効率化を図った。（H21、H22、H23） 新設：43台、改良：32台 ◆基幹的な作業道の整備（開設、復旧等）や路線整備が困難な箇所における架線集材の架設への支援を行い効率的な搬出間伐や木材搬出エリアの拡大を図った。（H22、H23） ①基幹的な作業道整備 作業道開設：53路線（51,951m） 機械強化、災害復旧等：96路線 ②架線集材システムへの支援 22事業体（25,300m） ◆国の公募事業により実施した事業体に対して、タワーヤーダ等の欧州の先進林業機械の導入による効率的な作業システム構築に向けた取り組みへの支援を行った。	◆重点事業体の生産性向上に向けた意識改革や森の工場の必要性などの認識が高まった ◆タワーヤーダなど欧州製の先進的な作業システムや効率的な作業システム導入の基礎となる基礎の整備が進んだ。 ◆森の工場認定事業体において、労働生産性の向上や木材生産量の増加が見られた（38事業体）。			◆地形などに対応した作業システムの導入に取り組み、森の工場認定事業体において生産性の向上などが図られた。	A	◆地形や資源にマッチした効率的な生産システムの導入を支援 ◆林内路線の整備や高性能林業機械の整備への支援 ◆効率的な路線や架線集材などの普及 ◆事業体の作業システム改善に向けた支援	A	
◆森林の管理代行などの仕組みづくりの検討	取組方針4. 健全な森づくりに記載									
◆森林境界の明確化に関する事業の促進	取組方針4. 健全な森づくりに記載									
(2) 事業体の育成										
◆先導的・模範的な事業体の取組事例を参考とする普及、指導	先導的・模範的な事業体の取組などを他の事業体に波及させるための取組を展開する。	◆県内外の優良事例の紹介や技術指導を実施 ◆作業道開設において、先導的指導者による安全なルート設定のための研修会の実施。 ◆先進林業機械を活用した現地検討会の実施。 ◆先進的な現場管理などの事例を参考にした勉強会の実施。	◆生産性、コスト意識、進捗管理意識の向上など、現場における作業改善の意識が向上が見受けられた。また、森の工場など集約化の必要性の認識が深まり、作業システムに対応する路線（配置、規格等）についての認識が深まった。	◆県下の森林組合数 目標：21	◆県下の森林組合数 H23年度末：23	◆先導的な作業方法などを参考にする事業体も現れ、現場においても作業改善の意識向上が図られた。	A	◆林業技術者養成手法の改善強化 ◆木材生産の技術習得の推進 ◆先進的な事業体への技術者派遣による生産技術の向上	A	
◆経営者を対象としたマネジメント研修の実施	◆経営者強化のための森林組合の合併促進の支援	◆県下全森林組合の経営者等を対象に、マネジメント研修を開催 （H21：延べ10日、H22：延べ6日、H23：延べ7日） ◆森林組合毎に、中期経営計画の策定手法を習得するための研修を開催 （H21：5組合×10回、H22：6組合×10回、H23：6組合×10回） ◆中期経営計画をローリングするための手法を学ぶ研修を開催 （H22：5組合×3回、H23：6組合×3回）	◆四万十町内3組合が合併し、平成24年4月1日四万十町森林組合が発足。 （県下の森林組合数 25→23へ） ◆中期経営計画策定組合を中心に、アクションプラン・レビューの実施により、PDCAサイクルが徐々に定着し始めている。 （中期経営計画策定組合 25のうち19策定）	◆低価格でも収益を確保し、森林所有者への還元もできる競争力を持った経営能力の高い組織となり、効率的な生産活動を展開している		◆経営者対象の集合研修、森林経営プランナー研修、組合毎の中期経営計画策定研修を平成21年度から同時に取り組んだことにより、経営者側には職員（森林経営プランナー等）育成への理解と必要性が認識され、また、職員側は業務改善と経営への参画意識が高まり、中期経営計画策定組合では、組織内での情報共有・協議が活発化し、経営改善に向けて行動する機運が高まってきた。 ◆森林組合の合併支援に取り組んだことにより、四万十町内3組合の合併を行うことができた。	A	◆中期経営計画の策定や定着のための研修の支援 ◆森林組合の合併促進の支援	A	
◆ジョイント化など異業種からの参入の促進	人的資源や設備を持つ建設事業者等を対象に林業への参入を促進し、森林整備の推進につなげる。	◆高性能林業機械の導入や建設機械から林業機械への改良などの支援を行った。 ◆効率的な搬出間伐を行うための基幹的な作業道の整備（開設、復旧等）への支援を行った。 ◆森林組合に対して建設業者とのジョイントによる路線や森林整備などの働きかけ。	◆建設業からの参入事業体（累計） ◆H21年度末：20事業体（ジョイント11、単独9） ◆H22年度末：19事業体（ジョイント10、単独9） ◆H23年度末：23事業体（ジョイント14、単独9）			◆建設業からの新規参入事業体は森林組合などとのジョイントにより増加した。	A	◆事業体のマネジメント能力の向上 ◆建設事業者の新規参入と定着を支援	A	
◆森林整備支援策の改善	森林整備支援策の改善 搬出間伐支援策の拡充 作業道のうち幹線路線的な役割を担うものを継続的な利用に耐えうるよう機能を高め、木材の安定供給や効率的な木材搬出を展開する。	◆遠征関連事業 ◆市町村、森林組合等への説明会の実施 ◆市町村広域圏への情報による森林整備のPR （計41市町村） ◆林業関係者への情報による森林整備のPR （計3回、4400部） ◆造林補助金申請システムの変更 ◆各事業歩掛の点検 ◆標準単価の改正 ◆きめ細かな林内路線整備事業 ◆木材生産に必要な基幹的な作業道開設や既設路線の復旧などの支援を実施。	◆遠征関連事業 ◆森林整備関係の事業説明及びUPPRによる間伐等森林整備の実施 ◆造林補助金申請システム、各事業歩掛、標準単価の改善を行った。 ◆きめ細かな林内路線整備事業 ◆森の工場からの木材生産量の増加 H21：64千m3（C材含む） H22：87千m3（C材含む） H23：88千m3（C材含む）			◆遠征関連事業 ◆きめ細かな林内路線整備事業 ◆木材の安定供給や効率的な木材搬出を確保するための基礎整備を実施できた。	S	◆地形や資源にマッチした効率的な生産システムの導入を促進 ◆林内路線の整備や高性能林業機械の整備への支援 ◆効率的な路線や架線集材などの普及 ◆事業体の作業システム改善に向けた支援	S	

産業成長戦略(専門分野)	戦略の柱		H23年度末目標の達成状況		3年の総括		2年半の総括との比較		
	取組方針	具体的取組み (対策に関する具体的な取組み内容を記載)	具体的成果 (可能な限り具体的な数値を記載)	目標 (数値目標・数値以外全 て)	実績 (数値目標の み)	SABC 評価	2期計画への反映状況等		
				具体的な成果、目標に対する実績値、数値目標以外の目標に 対する実績を踏まえた総合評価。 (SABCの根拠)			基本的には、第2期計画に反映した内容を記載してください。 なお、今回3年間の総括を行った結果、平成25年改定に反映 すべき項目が新たに明らかになった場合は、行頭に◆をつけて 記載してください。		
	(3) 担い手の育成	◆経営者を対象としたマネジメント 研修などによる職場改善の促進支援 県下の森林組合が、林業を取り巻く環境 (資源の成熟や森林所有者の意識転換)の 大きな変化に対応し、これまでの短期的 (1~2年)な事業計画や経営方針を見直し、 中長期的(5~10年)な展望を掲げた 事業計画や経営方針へと経営の意識の転 換を図ることで、収益の確保と競争力を 持った経営能力の高い事業体へと育成す る。 また、研修を通じた森林組合の経営基盤 強化の過程で、就業条件などの職場改善を 促進するとともに、合併が有効な森林組合 に対しては、合併促進の支援を行う。	◆就業希望者向けの林業体験の実施 ◆就業希望者へのPR方法の改善 林業労働力の確保の推進を図るため、雇 用情報の収集と情報提供を実施するととも に、林業についての就職説明会や林業体験 研修、高校へのPR等、林業の就業につな がるあらゆる努力をし、3年後の目標であ る林業の担い手1,560名の確保に繋げ る。	◆担い手 目標:1,560人 ◆担い手 H22年度末: 1,645人	◆担い手 H22年度末: 1,645人	S	2年半時点 のSABC評 価	3年の評価が2年半の評価よりも下がつ たものの理由	
	◆技術者養成手法の改善、強化	◆所得の確保など事業体における就 業条件の改善 林業及び木材産業に関する技術者、後継 者等の基礎研修教育を行うとともに、高度 な機械化技術等についての実践的技術と能 力を有する効率的な林業生産活動のできる 優れた技術者を養成する。	◆自伐林家等による生産を促進 自伐林家の所得の向上を図るため、意欲 をもって森林整備や生産活動に取り組み、 山村地域に住み続けることができる条件を 整える。 中山間において、林業等に取り組もうと する者が、意欲を持って生産活動を続ける こと支援し、定住化や担い手確保につな がるため、OJTによる技術研修や営林指 導を行うNPO等の活動を支援する副業型 林家育成支援事業を実施する。	◆製材品の生産量 目標:31万5千m3	◆製材品の生産量 H22年度末:22万 4千m3 (統計上H22年度 末データまで)	A	A	A	
	2 大型工場の整備や中小加工事業体の共 同・協業化	(1) 製材工場等の体制の整備	◆大型製材工場の誘致 ◆単板工場(合板材料)などの設置 の検討 成熟期を迎えてきた本県の人工林資源を 有効に活用していくためには、県内の加 工業者のみでは不十分と考えられるため、 強力な販売チャネルを持つ県外製材企業 (総業工業:岡山県真庭市)を誘致し、 県産材の安定的な販売を目指す。また、販 路材の需要先確保のため本県への進出希望 企業等の情報収集や誘致の可能性を探る。	◆地元製材業の協同化への支援 ◆加工分野での共同、協業化の促進 生産規模が等価で経営基盤の脆弱な県内 製材工場を組織化大型製材工場を設立し、県外 の大手製材事業者と価格競争できる体制を 整備するほか、加工分野の共同、協業の促 進を図る。	◆大型加工施設が設置されると 共に、既存事業者の共同、協業 化が促進されている	◆大型製材工場 ・進出を決定、実施主体の設立。 ◆単板工場 ・中四国に2業者あった合板工場が(H22年度末)統合。 ・中四国の合板用原木は独占状態。また、合板は需要に対し、生産 能力が過剰な状況。 ・合板用原木の供給ロットの拡大 ・合板用原木の取引量の安定化 ◆大型製材工場起業への取り組みを開始。 ・需要動向の変化から低コスト化、製造ロットの拡大は不可欠との認 識も高まり、取り組みの検討を始める事業者の出現(H23年7月説明 会では8社がエントリー)。 ・5回のワークショップ開催により、大型製材起業の候補者を抽出 し、具体化は今後の課題となった。	◆大型製材工場 ・進出を決定、実施主体の設立。 ◆単板工場 ・合板用原木供給ロットの拡大 ・合板用原木の取引量の安定化 ◆県内事業者による大型製材工場整備 ・既存事業者の加工力の増強を推進	B	C

産業成長戦略(専門分野)	戦略の柱	取組方針	取組方針 施策 これからの対策	具体的な取組み (対策に関する具体的な取組み内容を記載)	具体的な成果 (可能な限り具体的な数値を記載)	H23年度末目標の達成状況		3年の総括		2年半の総括との比較			
						目標 (数値目標・数値以外全 て)	実績 (数値目標の み)	具体的な成果、目標に対する実績値、数値目標以外の目標に 対する実績を踏まえた総合評価。 (SABCの根拠)	SABC 評価	2期計画への反映状況等		2年半の総括との比較	
										基本的には、第2期計画に反映した内容を記載してください。 なお、今回3年間の総括を行った結果、平成25年改定に反映 すべき項目が新たに明らかになった場合は、行頭に◆をつけて 記載してください。		2年半時点 のSABC評 価	3年の評価が2年半の評価よりも下がっ たものの理由
		(2) 製品の品質の向上	◆JAS制度の普及と認定工場の拡大 ◆乾燥機やグレーティング機器の導入の促進 性能や品質の意識が高い製材工場のJAS認定取得の促進、県内JAS認定工場を増やす。 県内JAS認定工場や団体等が行う性能表示木材の供給の支援や消費地で利用できる工務店展示会などで性能表示木材をPRし、JAS製品等の流通を促進する。 県産材製品の品質、高品質を向上させるため、乾燥やグレーティングの実施に向けた手法及び施設整備について検討し、導入を支援する。	・JAS認定の取得への支援事業を実施(H21、H23) ・JAS等性能表示木材の流通への支援事業を実施(H21~23) ・グレーティング機器へ施設整備支援(H21)	・JAS認定工場 15工場(H23年度末) ・JAS等性能表示木材の流通 H21: 6,636m3 H22: 12,350m3 H23: 13,135m3 ・グレーティング機器 8台導入 ・県内企業の乾燥施設 87室	◆JAS認定工場が20以上となり、県下で、強度など、性能表示に取り組んでいる ◆乾燥機(国産材)の年間生産量6万9千m3	◆JAS認定工場H23年度末: 工場15 ◆乾燥機(国産材)の年間生産量5万1千m3	・県内企業にとって、乾燥材とJAS等性能表示木材に対する認識が高まってきた。	A	・各JAS工場の製品出荷量の増加 ・JAS認定工場の拡大			
		3 流通の統合・効率化											
		(1) 原木の流通体制の整備	◆素材生産の現場と製材工場との直送体制や協定取引の推進 ◆山元土場(ストックヤード)の増設への支援 ◆原木市場におけるはえ立の見直しなど、コスト改善の促進 ◆原木市場の在庫情報や入荷予想等を、IT等を活用して随時公表することで、購入者の利便性の向上を図る取組を支援 素材生産現場から加工施設への原木直送により流通コストを削減するため、直送協定の締結を支援する。また、需要者ニーズに応じて、原木流通の利便性、効率化を図り、原木流通の拡大を図る。そのため原木市場の機能強化を図ることとし、據立の改善や在庫情報や入荷情報のIT化を進める。	・県森連が、原木流通の効率化に向けて、はえ立について、直・小曲のはえ立を同一にする等、はえ立の見直しの実施(H21、H22) ・県森連が、合板用原木について、2ヶ月間固定の競争入札を導入(H22) ・県森連が、「高知森連型システム販売(3ヶ月間固定入札)」の試行をはじめ、状況や影響の把握と課題整理の実施(H23) ・トレーサビリティの仕組みづくりのため、業界関係者と意見交換会や先進地調査を実施(H22)	・原木の取引量の増大や森林所有者の手取り価格の向上を目指し、H23年度から県森連が、事前に購入者に対して3ヶ月間の予定数量を提示して、「高知森連型システム販売(3ヶ月間固定入札)」をはじめめている。 このことで、生産者の生産計画の作成が促進され、原木安定供給体制の構築への足がかりとなった。 また、トレーサビリティガイドラインを作成し、認証木材の流通手法を作成した。	◆山元土場などが整備され原木の協定取引が進んでいる ◆原木市場等のコスト改善が促進されている	・県森連が、共販所のはえ立の見直しや3ヶ月間固定入札の試行をはじめ、原木流通の効率化への兆しがあらわれてきた。 ・大型製材工場への原木安定供給体制の構築へ向けての、計画的な原木生産、協定取引について、部分的な実践を開始しており、今後は本格的な協定取引の実施が必要となっている。	B	・大型製材工場への原木の安定供給システムの構築 ・県内製材工場等への原木の安定供給システムの構築 ・山元選別の促進による流通経費の削減				
		(2) 製品の流通体制の整備	◆小規模製材の輸送コスト削減のための共同輸送方式の研究 ◆産地工場の安定取引先との提携促進 ◆製品市場等の統合による販売力の強化(共同受注+共同仕上げ+共同輸送)のできる体制への支援 ◆大消費地に流通拠点の設置を検討 製品流通の合理化を図り、県産材製品の販売力の向上を図るため、輸送の共同化、大消費地における流通拠点整備を支援する。	・輸送コスト削減のための共同輸送システムの実施及び検証に対する支援を実施(H21~H23) ・消費地流通拠点の設置に向けた検討及び拠点候補企業の訪問(H22~)	・協同組合高知木材センター事務所所蔵(H21) ・共同輸送の試行及び実証 H21 5件、38m3 H22 34件、202m3 H23 84件、407m3 ・定期便1回 8m3(3/8) ・消費地における流通拠点の利用協定を締結 H22 8社(関東3社、東海1社、関西4社、九州1社) H23 10社(関東3社、東海1社、関西4社、九州1社) (利用実績) ①個別利用 H22 22棟 H23 22棟 ②ロット利用 H22 418m3 H23 962m3	◆製品市場の共同事業が進み、連携した取組が始まっている	・高知木材センターの製品取引量の増加に伴い、共同輸送を実施し、輸送コストの削減が見え始めている。 また、H24.3月から関西への月2回の定期便を始めた。 ・都市部に流通拠点が設置されたことにより、大消費地での販売促進の成果が出てきた。	A	・大消費地に設置した流通拠点を活用した土佐材流通量の拡大 ・県外販売窓口を一元化し、製品の安定供給を促進 ・県外販売窓口の一元化に向けた販売管理ネットワークシステム構築を支援 ・共同乾燥等の共同事業による高品質と販売力の向上を支援				
		4 販売力の強化											
		(1) 販売力の強化	◆企業と連携し県の信用力を活かした販売促進活動の推進 ◆消費地工務店とのネットワークづくりの促進支援 ◆ITの積極的な活用による情報発信と消費者ニーズの把握 ◆梁桁ネットワークのシステム整備と利用拡大への支援 県産材の販売促進を図るためのツールづくりや、県外事務所との連携により体制強化を図るとともに、県外工務店等のネットワークづくり等による販売促進活動を県内業界と連携し実施する。 ◆「れいほくスケルトン」のようなブランド戦略を構築し、顔の見える取引を支援 ◆観光や地域の産業と連携し、産地見学会を都市との交流の場に発展させるための受け皿体制への支援 ◆森林認証取得への支援とPR 木材需要全体が縮小する中、競争は激化している。また、まわりのない一般材では商品として魅力がなく販路はますます狭まっていく。そのため、各地域において、商品力を高める独自の取組を行い、販路を開拓する。 地域材のブランド化へ向けたモデルハウスの建築と効果的な広報活動の展開。	・地産外商の母体となる組織づくりに向けた県内企業との打合せを実施(H22) ・土佐材流通促進協議会による外務活動を実施(H22~) ①県外消費地で土佐材セミナーを開催した。 ②関東、高知市、九州で土佐材の展示会を開催。 ③産地セミナーの開催(工務店等の高知訪問) ・県に代わって、消費地で県産材をPRする「土佐材・パートナー企業登録制度」を創設した。(H23)	・県内の木材業界で組織する『土佐材流通促進協議会』の設立(H22) ・積極的な外務活動を展開できた ①セミナー参加者 H22 8回(80企業180名) H23 11回(110企業161名) ②展示会 H22 関東・高知市 200名 980m3 H23 関東・高知市・九州 260名 853m3 ③産地セミナー H22 13回 124名 ・土佐材パートナー登録企業数(H23) 33社(関東、東海、関西、中国、四国)	◆県職員(県外事務所含む)が企業と連携して、消費地での営業を展開している 地域のブランドづくりが始まりPRが強化され、地産外商に積極的に取り組んでいる	・土佐材流通促進協議会の設立により、販売活動が強化された。 ・土佐材流通促進協議会の行う土佐材高談会(セミナー)や消費地への拠点設置に加え、JAS等の性能表示木材の流通支援、土佐材パートナー企業のPR活動によって、県外への販路開拓が拡大している。	A	・大消費地に設置した流通拠点を活用した土佐材流通量の拡大 ・パートナー企業の増加と土佐材利用住宅の拡大				

産業成長戦略(専門分野)	戦略の柱 取組方針 施策 これからの対策	具体的な取組み 対案に関する具体的な取組み内容を記載	具体的な成果 可能な限り具体的な数値を記載	H23年度末目標の達成状況		3年の総括		2期計画への反映状況等 基本的には、第2期計画に反映した内容を記載してください。なお、今回3年間の総括を行った結果、平成25年改定に反映するべき項目が新たに明らかになった場合は、行頭に◆をつけて記載してください。	2年半の総括との比較	
				目標 (数値目標、数値以外含)	実績 (数値目標のみ)	SABC 評価	2年半時点 のSABC評 価		3年の評価が2年半の評価よりも下がったもの理由	
										具体的な成果、目標に対する実績値、数値目標以外の目標に対する実績を踏まえた総合評価。(SABCの根拠)
	<p>◆木造住宅に関する情報発信の強化</p> <p>◆地域工務店との情報交換や、共同PR、共同納入などを行うための体制を検討</p> <p>◆県産材を利用した木造住宅建設促進のための支援</p> <p>高知県木材普及推進協会が行っている木造住宅の情報発信事業について、多くの住宅関連企業が参画する仕組みや事業の実施を通じて、その強化を図るとともに、県と連携した形で木造住宅フェアを開催し、木や木造住宅の普及促進に繋げる。</p> <p>また、県の定めた建設基準に適合し、県産材を構成材に50%（事業により70%）以上使用した住宅に対して助成を行い木造住宅の普及を促進する。</p>	<p>高知市仁井田で木造住宅フェア（もくもくランド）を開催</p> <p>①県内木造住宅関連企業の出展（平成21・22年度・23年度）</p> <p>②木造住宅について学ぶことができる各種セミナーや様々なイベントを開催（H22：61社76小間 H23：58社76小間）</p> <p>・木造住宅助成事業のPR（平成21年度：リーフレット1,000部、ポスター900部、平成22年度：リーフレット5,000部、ポスター500部を作成し、工務店や設計士等に配布するなど事業の周知を徹底。）</p> <p>（各機関関係等への事業の掲載（さんSUN高知、建築士会報））</p> <p>・テレビ番組による木や木造住宅のPR（平成21年度49回、平成22年度48回、平成23年度24回）</p> <p>・国のモデル事業を導入し工務店のネットワーク活動基盤を醸成</p> <p>・木と人出合い館バスツアーの開催（平成21年度2回、平成22年度2回、平成23年度2回）</p> <p>・県民のニーズを踏まえ、平成23年度からリフォームや内装等についても助成事業の対象に追加</p> <p>・地域材モデル住宅によるPR拠点の整備（平成21年度高知市3棟、平成22年度四万十市1棟、土佐町1棟）</p>	<p>高知市仁井田で木造住宅フェア（もくもくランド）を通して県民に直接木の良さをPR（年度別集計、H21：約12,000人、H22：約15,000人、H23：約12,000人）</p> <p>・県産木造住宅への助成（平成21年度314戸、平成22年度464戸、平成23年度340戸）</p> <p>・戸建て住宅の木造率の向上（平成19年度79.8%、平成20年度82.8%、平成21年度83.8%、平成22年度86.0%、平成23年度86.3%）</p>	<p>◆公共施設や教育施設の内装や家具に積極的に木材が使われている。</p> <p>◆戸建て木造住宅の木造率が全国平均を上回っている。</p>	<p>（目標：H23年度末全国66.7%→H23年度高知県86.3%（計画策定時の全国との差は5.4%））</p> <p>・県産材の活用により、住宅需要全体が落ち込んできている中で、高知県の戸建て住宅の県産材を利用した木造住宅の割合は確実に上昇し、目標である全国平均に迫ってきており、本年度もこれまでの取り組みをPRしながら積極的に推進する。</p> <p>また、県の住宅助成事業の取り組みは、これらの動きの大きな支えとなっている。</p>	S		S		
	<p>◆公共事業や公共施設での県産材の率先利用</p> <p>◆県産材を利用した木製品の需要拡大のための支援</p> <p>県産材利用推進方針に基づき、公共施設の木造化や公共土木工事に県産材を率先して利用するとともに、市町村や団体が整備する小・中学校等への木製品の導入や県産材を利用した施設整備等に対して支援し、県産材利用を広く県民にアピールする。</p>	<p>・公共施設の木造・木質化や、学校関連施設への木製品の導入等への支援</p> <p>・木製品カタログ作成への支援</p> <p>・平成22年度の国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行にともない、県も「高知県産材利用推進方針」を改定し、より一層の木材利用の取り組みを強化</p>	<p>県内で、公共施設等への県産材利用の取り組みが進んでいる。</p> <p>（公共及び公共施設の木造・木質化：平成21年度47施設、平成22年度56施設、平成23年度41施設）</p> <p>（学校関連施設への木製品の導入：平成21年度26個体42箇所、平成22年度40個体61箇所、平成23年度53個体67箇所）</p> <p>・平成23年度木造施設普及コンクールにおいて、林野庁長官賞を2施設が受賞（久礼中学校（中土佐町）、雲の上のギャラリー（橋原町））</p>	<p>◆県産材を、市町村が実施する公共事業で積極的に使われている。</p>	<p>・県や市町村において、財政事情が厳しい中でも一定の木材利用が計画的に進んできている。</p>	S		S		
2. 木質バイオマス利用の拡大										
1 未利用森林資源の有効活用										
(1) 原料収集システム整備										
	<p>◆生産～収集～配送のシステム化の検討</p> <p>◆県工業会や一次産業（林業等）との連携による機器開発（効率的な生産・積み込み・搬送を可能にする機械器具の開発）</p> <p>◆コスト差を埋める支援の仕組みの検討</p> <p>◆地球温暖化対策と一体となったPR活動</p>	<p>・森の工場における林地残材の利用の拡大</p> <p>・県工業会との意見交換会の開催。</p> <p>（8月に1回開催）</p> <p>・グリーン認証書発行に関する検討。</p>	<p>・森の工場における林地残材の利用促進。</p> <p>（平成22年度約10,000m³）</p> <p>・グリーン認証書発行に必要な機器の設置と設備認定を受ける。</p>	<p>◆木質バイオマス年間利用量 目標：13万2千トン （うち森林からの収集量3万4千トン、製材工場等からの収集量9万8千トン）</p> <p>◆林地残材、製材端材等が木質バイオマスエネルギーをはじめ、様々な用途で有効利用されている。</p>	<p>◆H22年度末：13万3千トン</p> <p>（うち森林からの収集量5.4万トン、製材工場等からの収集量7万9千トン）</p>	<p>〔2年間の総括〕</p> <p>・木質バイオマスの利用が広がり、林地残材利用の拡大に繋がっている。</p> <p>・安芸地域において、地域循環システム（原料）の検討が始まった。</p> <p>・コスト差を埋める支援の仕組みができなかった。</p>	B			
	<p>◆木屑焼き、ペレット焼き等の設備・機器の開発と普及への支援</p> <p>◆公共施設における木質バイオマス利用施設の整備</p> <p>◆地球温暖化対策の一環としての、グリーンエネルギー利用の促進</p> <p>◆廃灰回収のシステム化と再利用の検討</p> <p>◆普及推進体制の整備</p>	<p>・市町村や事業者等の事業実施者との現地調査や意見交換を重ね、補助事業を有効に活用して機器の導入を積極的に推進。</p> <p>・燃焼処理・再生利用指針策定委員会の開催。</p> <p>（平成21年度4回、平成22年度5回）</p> <p>・取り組みを推進していくための、木質バイオマス利用促進協議会の設立。</p> <p>（平成22年度8回、メーリングリストによる情報ネットワークの開設）</p>	<p>・木質バイオマスボイラーの普及については、平成21年度からの2年間で大幅な拡大を図ることができた。</p> <p>（平成22年度末の県内の機器導入状況：木質ボイラー144台、県有施設への木質ペレットストーブ8台）</p> <p>・製紙業や養鶏業といった新たな業種で木質バイオマスボイラーが導入された。</p> <p>・木質バイオマスボイラーの普及にともない、木質ペレット工場の整備も促進された。</p> <p>（計画期間内の2工場増設し、県内には木質ペレット工場は6施設となる。）</p> <p>・木質バイオマス利用促進協議会の設立により、お互いの情報交換の場ができたことで、事業者間での交流も見られ始める。</p>	<p>◆発電施設における化石燃料との混焼施設や、ビニールハウスの加温用設備、事業所や家庭用の冷暖房機種の普及と、その燃料として、木屑や木質ペレット等が広く利用されている。</p>	<p>◆H22年度末：13万3千トン</p> <p>（うち森林からの収集量5.4万トン、製材工場等からの収集量7万9千トン）</p>	<p>〔2年間の総括〕</p> <p>・補助事業を有効に活用することで、利用機器の大幅な導入の拡大とそれに対応する木質ペレット工場の新設に取り組みすることが出来た。</p> <p>・製紙業や養鶏業といった新たな業種での取り組みが始まったことで、今後の普及拡大の可能性が広がった。</p> <p>・燃焼灰の適正処理に向けた指針の方向性を決定。</p>	A			
1 木質バイオマスエネルギーの利用促進										
	<p>(1) 燃料供給対策</p> <p>◆集団化による効率的な林地残材の収集</p> <p>◆木質バイオマス燃料の安定供給</p> <p>(2) 利用促進対策</p> <p>◆集団化を前提とした木質バイオマスボイラーの導入</p> <p>◆木質バイオマスボイラーの改良及び低コスト化</p> <p>◆幅広い分野での木質バイオマス利用の促進</p> <p>木質バイオマスの安定供給利用を図るため、集団化による効率的な林地残材の収集、木質バイオマス燃料の安定供給支援、集団化を前提とした木質バイオマスボイラーの導入、木質バイオマスボイラーの改良及び低コスト化、幅広い分野での木質バイオマス利用の促進の対策を進める。</p>	<p>・森の工場における林地残材の利用の拡大（平成22年度約10,000m³）</p> <p>・製材業者などで木質ペレット製造の意思がある事業者を積極的に支援。</p> <p>市町村や事業者等の事業実施者との現地調査や意見交換を重ね、補助事業を有効に活用して機器の導入を積極的に推進。</p> <p>（平成22年度末の県内の機器導入状況：木質ボイラー118台、木質ペレット工場6施設、県有施設への木質ペレットストーブ8台）</p> <p>・取り組みを推進していくための、木質バイオマス利用促進協議会の設立。</p> <p>（平成23年度3回、メーリングリストによる情報ネットワークの開設（会員数110名））</p>	<p>・木質バイオマスボイラーの普及については、平成21年度からの3年間で大幅な拡大を図ることができた。</p> <p>（平成23年度末の機器導入状況：木質ボイラー144台、県有施設への木質ペレットストーブ8台）</p> <p>・製紙業や養鶏業といった新たな業種で木質バイオマスボイラーが導入された。</p> <p>・木質バイオマスボイラーの普及にともない、木質ペレット工場の整備も促進された。</p> <p>（計画期間内の2工場増設し、県内には木質ペレット工場は5施設となる。）</p> <p>・木質バイオマス利用促進協議会の設立により、お互いの情報交換の場ができたことで、事業者間での交流も見られ始める。</p>	<p>◆木質バイオマス年間利用量 目標：13万2千トン （うち森林からの収集量3万4千トン、製材工場等からの収集量9万8千トン）</p> <p>◆林地残材、製材端材等が木質バイオマスエネルギーをはじめ、様々な用途で有効利用されている。</p> <p>◆発電施設における化石燃料との混焼施設や、ビニールハウスの加温用設備、事業所や家庭用の冷暖房機種の普及と、その燃料として、木屑や木質ペレット等が広く利用されている。</p>	<p>◆H22年度末：13万3千トン</p> <p>（うち森林からの収集量5.4万トン、製材工場等からの収集量7万9千トン）</p>	<p>・補助事業を有効に活用することで、利用機器の大幅な導入の拡大とそれに対応する木質ペレット工場の新設に取り組みすることが出来た。</p> <p>・製紙業や養鶏業といった新たな業種での取り組みが始まったことで、今後の普及拡大の可能性が広がった。</p>	S		S	
	<p>(3) 事業化対策</p> <p>◆推進体制の強化</p> <p>◆燃料供給拠点から利用機器までを集団化</p> <p>◆燃焼灰の適正処理</p> <p>◆コスト差を埋める支援の仕組みの検討</p> <p>木質バイオマスエネルギーの事業化を図るため、推進体制の強化、利用の集団化、燃焼灰の適正処理、コスト差を埋める支援の仕組みの検討を行う。</p>	<p>・燃焼処理・再生利用指針策定委員会の開催（平成21年度4回、平成22年度5回、平成23年度5回）</p> <p>〔平成23年度からの取り組み〕</p> <p>・県庁内に木質バイオマス利用ユニットモデル検討PTを設置</p> <p>・木質ペレット製造工場や木質系燃料利用者の実態調査を実施</p> <p>・工業会との意見交換の実施</p>	<p>・燃焼灰について、処理・再生利用に関する指針（案）の作成。</p> <p>・安芸地域において、地域循環システムの具体化に向けた検討を開始。</p>	<p>◆発電施設における化石燃料との混焼施設や、ビニールハウスの加温用設備、事業所や家庭用の冷暖房機種の普及と、その燃料として、木屑や木質ペレット等が広く利用されている。</p>	<p>◆H23年度末：13万3千トン</p> <p>（うち森林からの収集量5.4万トン、製材工場等からの収集量7万9千トン）</p>	<p>・安芸地域において、地域循環システムの検討が始まった。</p> <p>・燃焼灰の適正処理に向けた指針の方向性を決定。</p> <p>・燃焼灰の適正処理に向けた検討は進んだが、具体的な指針の作成に至らなかった。</p> <p>・地域循環システムの具体化に向け利用者等との地域での話し合いは始まったが、具体的な仕組みづくりまでは至らなかった。</p>	B			

産業成長戦略(専門分野)	戦略の柱 取組方針 施策 これからの対策	具体的な取組み 対策に関する具体的な取組み内容を記載	具体的な成果 可能な限り具体的な数値を記載	H23年度末目標の達成状況		3年の総括 具体的な成果、目標に対する実績値、数値目標以外の目標に対する実績を踏まえた総合評価。 (SABCの根拠)	SABC 評価	2期計画への反映状況等		2年半の総括との比較	
				目標 (数値目標・数値以外全 て)	実績 (数値目標の み)			基本的には、第2期計画に反映した内容を記載してください。 なお、今回3年間の総括を行った結果、平成25年改定に反映 すべき項目が新たに明らかになった場合は、行頭に◆をつけて 記載してください。	2年半時点 のSABC評 価	3年の評価が2年半の評価よりも下がっ たもの理由	
3	森のものの活用										
	1 森の恵みを余すことなく活用する										
	(1) 生産体制の整備										
	◆普及指導員による生産技術の普及 ◆地域の特産林産物の生産活動の支援とPR ◆多品目少量生産に対応する、共同集荷システムの仕組みづくりを支援 ◆販売体制への支援 地域に適した特産林産物の生産を促進するため、生産体制の整備、組織化の推進、生産物のPR、情報発信の強化等の支援を行う。 特産林産物新規就業者の確保・定着のために、各市町村における新規就業希望者に対する実践的研修を行う。	・特産林産物の生産活動への支援(シキミやサカキの生産技術の勉強会の開催)(土佐市長農産物の販売促進に向けた協議)(土佐市長農産物やシタタク生産の担い手研修への支援:平成22~23年度 8名)	・各地域の生産者に対する取組に対する意欲が高まりつつある。 (津野山産原木シタタクの販売(伊勢丹各ギフトとし限定40セットが完売) (ウスキキヌガサタクの生産量2,797本(県内外の料理店に販売)) (土佐市長農産物の生産拠点の拡大(大月町に新設機や炊飯器を整備)) (シキミ・サカキの共同出荷に向けたテスト出荷を開始(城北))	◆地域のあらゆる資源を多様に組み合わせることで付加価値を高め、中山間地域での所得の向上に取り組んでいる。 また、高齢の方でも収入が得られる機会が創出されている。	・各地で様々な動きは出てきており、一定の成果が上がってきた。 ・就業に向けて研修中。	A	・普及指導員による生産技術の普及 ・市町村と連携した総合的な支援	A			
	(2) 都市との交流の促進										
	◆森林環境教育や森林保全ボランティアリーダーの育成 ◆交流促進の支援 ◆地域資源の組み合わせなど魅力あるメニューづくり支援 都市住民等を対象として、「森の達人」や林業体験メニュー等を情報発信し、都市住民等との交流人口拡大に向けた「森の窓口」を運営する。また、情報誌の作成・配布により幅広い年齢層の方々に森林環境の周知とPRを図る。	・森林環境教育やボランティアリーダーの育成 (平成21年度当初29団体908人) ・ボランティア作業安全研修の実施(9回、参加者30人)	・延16団体3個人が派遣授業(14,119人)を実施し、延45市町村119校(11,541人)が年間を通して森林環境学習を受けている。 ・ボランティアによる間伐(54.4ha)実施し、林業労働力の補充に貢献した。 ・ボランティアによる学校林の整備(8.7ha)を行い、森林環境教育のフィールドを整えることができた。 ・作業安全研修によって、ボランティア初心者への間伐に関する基礎的な技術が習得できた。 ・団体登録数が新たに4団体(122名)加わり、団体数は33(1,030名)に増加し、ボランティアによる自主的な森林保全の取組が活発化した。	◆中山間地域の森林資源や文化などを融合させ、体験型の観光などを推進し都市との交流人口を拡大している	・山の学習の先生になる団体も地域に根付いてきており、学校や保育園等からの要望が増加した。 ・年々事業を活用する市町村、学校が増加してきており、事業の周知が行われるとともに、森林環境学習への関心が高まってきた。 ・県民による自主的な森林保全活動などの広がりが、森林や森林環境学習に対する意識が高いことが裏付けられた。	S		S			
	◆地域の自主的な取組の支援	・「森のささやき」HPを開設、森の達人や林業体験メニュー等の情報を発信。また、新規登録のための趣向的HPやブラッシュアップを行い、随時HPを更新した。 ・HPの周知を図るためにHPの紹介カードを5万枚作成し、約400箇所に配布した。 ・森林環境税やこうち山の日に係る取組などを県民に分かりやすく伝えるとともに森林の大切さなどの理解と関心を深めるために情報誌「mamoru」39万部を発行(16回)し、県内の全小中学校の児童生徒や道の駅・観光施設等約1万5千箇所に配布した。	・森の達人等を40名登録し、3ヵ年の目標25名以上を上回った。 「森の達人」や林業体験メニューに加えて、周辺の観光情報も掲載する等、HPのコンテンツが充実した。	・「森の達人」や林業体験メニューに加えて、周辺の観光情報も掲載する等HPが充実するとともに、一般からの問い合わせに加えて、企業からの問い合わせ(社内報への掲載等)も出て来ており、今後中山間地域と都市住民との交流人口の拡大につながる兆しが現れ始めた。 ・従来の配布先に加え、平成23年度より県内の全小中学校の児童生徒に配布することで、より多くの県民に森林環境の周知・PRを行うことができた。	・山からの継続事業に加え、年々多様な団体が多様な事業を実施してきており、県民参加の森づくりが定着してきてきた。 ・地域住民が自主的に取組むことへの支援を行うことにより、地域住民の地元の森林を管理する意識が高まった。	A		A			
	◆健全な森づくり										
	1 荒廃森林の解消・鳥獣被害防止の推進(森林整備の推進)										
	(1) 荒廃森林の解消に向けた森林整備の推進										
	◆荒廃森林解消のための間伐推進 ◆森林の管理代行などの仕組みづくりの検討 ◆森林所有者に対する普及啓発活動の強化 ◆森林境界の明確化に関する事業の促進 ◆県民参加や企業支援による森林管理の促進	・市町村、森林組合等への説明会の実施 ・市町村広報紙への掲載による森林整備のPR(計60市町村) ・林業関係誌等への掲載による森林整備のPR(計3回、4400部)	・間伐実績 32,451ha	◆間伐面積(H21~H23) 45,000ha ◆間伐面積(H21~H23):H23年度末:32,451ha(目標面積の72%)	・市町村・森林組合などへの森林整備のPR活動や説明会の実施を継続してきたことにより、補助事業等を利用し3年間で3万2千haを超える間伐を実施した。	A	・保育間伐の推進 ・補助事業による間伐の推進	A			
	◆森林の管理代行などの仕組みづくりの検討	・森林管理手法検討委員会の開催(7回) ・森林管理手法検討委員会委員による現地調査等の実施 ・森林所有者へのアンケートの実施 ・森林管理代行導入モデル事業の実施(H21 204ha、H22 174.7ha)	・アンケート分析の結果、調査した北川村及び室戸市の所有者ともに、森林組合に森林管理を頼みたいと回答した者の割合が多く、所有者が森林管理の担い手として、森林組合に期待していることが把握できた。また、モデル事業を実施した森林組合では、長期間の事業受託を含めた森林管理を目指し、詳細な森林情報を収集し、境界管理や現況報告についての契約締結に向けた取組を進めている。	◆間伐の必要性が周知されるとともに、適正な森林管理が行われている	・H21に設置した検討委員会により、モデル事業の実施結果等をもちに管理の手法や経費について検討を行い、取りまとめを行った。 ・モデル事業を実施した森林組合では、所有者に費用等を明示した協定書を提示し、ほぼ全員から合意を得るなど長期管理受託への取組が進んだ。	A	・長期管理受託を活用し森林経営計画を策定	B			
	◆森林所有者に対する普及啓発活動の強化	・森林境界明確化促進事業 ・戸外市外7市町において、8事業体が実施 ・森林整備地域活動支援交付金 ・奈半町外6市町において、7事業体が実施	・境界の明確化目標3,000haに対して、 ①森林境界明確化促進事業 1,436ha ②森林整備地域活動支援交付金 2,588ha 計 1,694ha の境界明確化が図られた。	・森林の境界が明確化されたことにより、集約化し計画的な森林施策を進めることができる地域が増えている。		A	・森林境界明確化促進事業や森林整備地域活動支援交付金を活用しながら森林境界を明確化	B			
	◆県民参加や企業支援による森林管理の促進	〈協働の森づくり事業〉 ・新規企業、更新企業への訪問営業を随時実施 ・企業と地域との交流事業の支援 ・先進的な取組の発表の場として、パートナー企業間の連携について自由な議論を行う場として、「協働の森フォーラム」を開催(H21,H22,H23各1回開催)	〈協働の森づくり事業〉 ・18件の新規協定を締結 ・24件の更新協定を締結 ・協賛金を活用して、H21年、H22年、H23年の3年間で1,144haの間伐が行われ、森林の再生が図られた。 ・「協働の森フォーラム」へ、H21年は110名の参加、H22年は120名、H23年は130名の参加があった。 ・企業と地域との交流事業をH21年は35回実施し2,188名の参加、H22年は36回実施し2,235名の参加、H23年は45回実施し2,558名の参加があり、企業と地域との絆が深まった。 (協定締結状況(H24.3.31現在):57協定、23市町村)	・協働の森づくり事業 ・新規協定、更新協定とも順調に推移し、間伐による森林整備が推進されている。 ・企業と地域との交流事業には、毎年2,000名以上の参加があり、地産品の消費拡大など、地域の活性化につながっている。 ・協働の森のCSR活動や地域交流の広報により、幅広い分野の企業へと普及・拡大している。	・県民参加や企業支援による森林管理の促進	S	S				

産業成長戦略（専門分野）	戦略の柱 取組方針 施策 これからの対策	具体的な取組み 対策に関する具体的な取組み内容を記載	具体的な成果 可能な限り具体的な数値を記載	H23年度末目標の達成状況		3年の総括		2年半の総括との比較	
				目標 (数値目標・数値以外全 て)	実績 (数値目標の み)	具体的な成果・目標に対する実績値、数値目標以外の目標に 対する実績を踏まえた総合評価。 (SABCの根拠)	SABC 評価	2期計画への反映状況等	
								2年半時点 のSABC評 価	3年の評価が2年半の評価よりも下がり たものの理由
	◆森林保全ボランティアの支援 森林保全ボランティア団体の設立・育成 や間伐等の森林整備活動を支援する。	・森林保全ボランティアの登録制度 (平成21年度当初29団体903人) ・ボランティア作業安全研修の実施 (9回、参加者30人)	・ボランティアによる間伐を実施(54.4ha)し、林業労働 力の補充に貢献した。 ・ボランティアによる学校の整備(8.7ha)を行い、森林 環境教育のフィールドを整えることができた。 ・作業安全研修によって、ボランティア初心者の間伐に関 する基礎的な技術が習得できた。 ・団体登録数が新たに4団体(122名)加わり、団体数 は33(1,030名)に増加し、ボランティアによる自発的 な森林保全の取組が活発化した。			・県民による自発的な森林保全活動などの広がりから、森林や森林環 境学習に対する意識が高いことが裏付けられた。	A		A
	◆オフセット・クレジット(J- VER)制度を活用した森林整備の 推進 オフセット・クレジット(J-VER)制度 を活用した森林整備の推進 木質バイオマスの活用によるCO2排出削減 と、間伐による森林でのCO2吸収量を それぞれクレジット化するともに、この クレジットを環境先進企業へ販売するこ とにより、森林整備に資金が還元するモデル を構築し、本県における森林のより一層 の整備を推進する。	・排出量取引(CO2排出削減)プロジェクト ・県木質資源エネルギー活用事業B (住友大阪セメント株式会社高知工場の2号発電機 備において、未利用林地残材を石炭・オイルコース などの化石燃料と代替することによるCO2削減プロ ジェクト委託する。排出削減されたCO2は、第三者機 関の検証を受検しJ-VERクレジットとして発行、売却 される。 ・排出量取引(CO2吸収)プロジェクト ・県森林吸収量取引プロジェクトA (登録時想定吸収量5,099t-CO2) ・県森林吸収量取引プロジェクトB (登録時想定吸収量4,733t-CO2) ・県有林の間伐により増大した森林吸収量をJ-VER として認証するプロジェクト。7箇所の県有林を対象 に、県森林吸収量取引プロジェクトとして2つのプロ ジェクトを実施している。増大したCO2森林吸収量 は、第三者機関の検証を受検しJ-VERクレジットとし て発行、売却される。 ・県オフセット・クレジット認証センターの運営 ・県J-VER制度のプロジェクト受理、登録、バリデー ション審査、認証、クレジット登録、管理及び県オフ セット・クレジット認証運営委員会の開催等を円滑に 実施するための事務のほか、オフセット・クレジット 制度に関するサービス提供に関する事務を委託する。 ・販売促進 マッチングイベント等への積極的な企画、参加によ りJ-VERの販売及び県J-VERの販売サポートを実施 する。	・排出量取引(CO2排出削減)プロジェクト ・木質資源エネルギー活用事業委託 (住友大阪セメント高知工場) ・J-VERクレジット発行 H23:1,932t-CO2、H22:3,089t-CO2、 H21:2,534t-CO2 ・排出量取引(CO2吸収)プロジェクト ・県森林吸収量取引プロジェクトA ・J-VERクレジット発行H22:2,855t-CO2 ・県オフセット・クレジット認証センター運営 ①オフセットクレジット認証運営委員会の開催 (H21:1回、H22:4回、H23:4回) ②プロジェクト受理 (H22:6件、H23:6件) ③クレジット認証 (H22:2件1,465t-CO2、H23:3件1,349t-CO2) ・販売促進 カーボン・オフセットEXPOの参加(5回) ・販売実績 (H21:10件、1,742t-CO2、H22:20件、1,743t- CO2、H23:19件、1,658t-CO2)	◆J-VER削減クレジット 目標(H23) 4,500t-CO2 ◆J-VER吸収クレジット 目標(H20~27) 60,000t-CO2	◆J-VER削減クレ ジット H23年度末実績 4,560t-CO2 ※想定排出削減量 を超過している。 ◆J-VER吸収クレ ジット H23年度末現在 :21,398t-CO2 (県有林、県J-VER) ※想定吸収量 を超過している。	・環境省のJ-VER制度におけるCO2削減プロジェクトで、第1号登録 及び、CO2森林吸収プロジェクトでも都道府県第1号登録により、ク レジット創出と販売において、全国的にもトップクラスの成果を上げ ている。 ・高知県J-VER制度の創設により、県内のプロジェクトの取組が普及 拡大している。 ・営業販売活動における東京事務所との連携により、県のクレジット 活用が拡大している。 ・制度が複雑であることから、プロジェクト事業者及び審査等に関わ る職員に対する負担が大きい。 ・京都議定書約束期間以降における制度の存続が不透明である。 ・排出量取引(CO2排出削減)プロジェクトについては、未利用林地 残材の供給体制の確立、環境価値のダブルカウント等課題が多い中で 順調に委託事業を実施することができた。また、J-VERクレジット発 行、販売も順調に推移した。 ・排出量取引(CO2吸収)プロジェクトについては、高知県J-VER 制度を創設し、順調にプロジェクト数を伸ばしている。	S	・オフセット・クレジット制度を活用した森林整備及び木質バイオマス 利用の推進	S
(2) 鳥獣被害防止の推進	◆計画的に二ホンジカの個体数調整 を行う 森林に対する食害等への防除対策を促進 し、計画的に二ホンジカの個体調整を行 う。 ◆森林に対する食害等への防除対策 の促進 野生鳥獣から森林資源を保護することに より森林環境への悪影響を軽減する。	〈鳥獣対策課〉 ・シカ被害特別対策事業による「有吉」、「狩猟」、 「広域」捕獲対策による二ホンジカの個体数調整 〈林業改革課〉 ・林業復興(間伐)担当者会により情報共有 ・シカ食害防止ネット17,950mの設置 ・森林被害箇所のモニタリング調査の実施	〈鳥獣対策課〉 ・有害捕獲頭数(15,640頭) ・狩猟捕獲頭数(20,301頭) ・広域捕獲対策による捕獲頭数(252頭) 〈林業改革課〉 ・53.87haの再造林地をシカ食害から防除できた。 ・6林業(振興)事務所に9プロットのモニタリング箇所 を設定し、シカの食害状況を把握。			〈鳥獣対策課〉 ・適正頭数での管理を目標に、平成20年度からシカ被害特別対策事業 や個体数調整事業に取り組み、捕獲頭数は事業開始前に比べて大きく 伸びてきたが、平成22年度の調査では平成19年度に比べて生息密度 が約2.4倍に増加しており、捕獲数がシカの増加に追いついていない。 ・森林に限らず広域的な被害対策を実施するため、個体数調整に加えて 環境整備や防除を強化し総合的な鳥獣被害対策の取組へと移行する必 要がある。 〈林業改革課〉 ・再造林地をシカの被害から防除できた。	A	・個体数調整に加えて環境整備や防除を強化し総合的な鳥獣被害対策に 移行することで防止	S
							A	・獣害対策の支援 ・植林の食害防除のため県単独事業による支援	A